2014年7月10日 テオリア第22号

定価 350円 毎月10日発行 定期購読料 年間 4000円 半年 2000円 郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア θεωρια

発行 研究所テオリア

東京都千代田区内神田1-17-12

勝文社第二ビル101

 $\blacksquare \& \blacksquare \& \blacksquare 03-6273-7233$

http://theoria.info E-mail: email@theoria.info

「戦争する国」の集団的自衛権



をお願

セロ、年金の投機的運用な 盛規制」 だとして破壊。 現療・農業に関する規制を 「岩 生命・生活より企業の金 今号では、集団的自衛権 「成長戦略」は雇用・医

大阪市生活保護行政調

大阪市生活保護行政調査

戦争する国」 集団的自衛権 の

脱成長・脱貧困の社会ビジョン

脱成長・ダウンシフターズ

勝

研究所テオリアシンポジウム

希を輸出する 「戦争する国 にも強行しようとしてい のない武力行使、秘密保 「認の閣議決定を7月初め 法で国家の秘密を隠し武 解釈改憲によって平和

進もうとしている。 6月中にも安倍政権が出 日本の貧困構造と

600円 円

研究所テオリア

ベーシックインカム

インフォメーション

7月19日出午後2時/千駄ヶ谷区民会館/辺野古への辺野古の海に杭はうたせない!集会とデモ

基地建設を許さない実行委員会

紙面紹介

集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ

川内原発現地行動 天野恵一/三里塚………… 7面 いま脱成長論が脚光を浴びる(中) 白川真澄…4~6面 家族農業が世界の未来を拓く……………… 清水雅彦…… 2~3面 <u>6</u> 面

します

テオリア読者、会員の皆さん。夏期カンパをお願いします。

法人税減税など格差・貧困拡大政策が推し進められています。 ています。住民の安全より 対抗する思想、理論、 集団的自衛権行使解禁の動 農業 ビジョンがどうつくり上げるのか。ともに考え、 も経済成長を最優先する原発再稼働、残業代ゼロ、生涯 きが進み、平和主義、立憲主義が根底から壊されようと 消費税増税と社会保障費削減の一方

研究所テオリア運営委員会

城南信用金庫神田支店 郵便振替 00180

リア(信金への振込の場合はFAX、メールなどで振込内容をご連絡ください)

- 567296 研究所テオリア

「口座 口座番号289573 口座名 研究所テオ

テオリアは古典ギリシャ語 Θ ε ω ρ ι α に由来する観察・省察などを意味する言葉。理論(theory)の語源です。

着々進む

玉 連 • 憲 法 問 題 研 究 会 講

演会

的自衛権で「殺し殺される」自衛隊 解釈改憲が戦争につながるカラクリ

清 雅 彦 日本体育大学教授

安保法制懇報告、集団的自 学)。5月15日、安倍政権は つながるカラクリを開講 衛権で「殺し殺される」自 衛隊へ〜解釈改憲が戦争に (日本体育大学教授、憲法 題研究会講演会 集団的自 した。講師は清水雅彦さん 【6月7日、国連・憲法問 出した。安倍がめざした国 の要旨。 政権は早期閣議決定を目指 の反対で阻まれたが、安倍 会会期中の閣議決定は市民 衛権の「基本的方向性」を している (6月21日現在)。 以下が清水さんの講演 文責は編集部】

くる。 集団的自衛権行使は改憲

「戦争する国」への道 秘密保護法の制定、国家安 言い出したが、国民の反発 改正には時間がかかり、 9条2項新設で国防軍を設 草案」が出された。草案は 月自民党「日本国憲法改正 が強く、立法改憲と解釈改 年、安倍首相は憲法96条を を行使する。しかし、憲法 置。国防軍が集団的自衛権 憲を出してきた。 い。明文改憲では、12年4 なければできるはずがな ードルも非常に高い。昨

れた。そして、集団的自衛 全保障戦略決定などが行わ 権行使容認問題が浮上して かかる。 チェックし、調整で時間が 法案なら、内閣法制局が 案第10条の自衛権には集団 全保障基本法案」の通常国 自民党が発表した「国家安 的自衛権が入る。政府提出 会提出を考えていた。同法 立法改憲では、12年7月

盤の再構築に関する懇談 出てきた。第1次安倍内閣 類型を検討して行使できる 会」(安保法制懇)設置。4 は7年「安全保障の法的基 ようにすべきだと報告書を そして、今回解釈改憲が

②「米国に向かう弾道ミサ イルの抑撃」が集団的自衛

明がされる。最近、政府、 加する他国への後方支援は する他国部隊への駆けつけ 警護、④国際平和活動に参 ち落せない。荒唐無稽だ。 本の上空を飛ばないし、日 攻撃する国があるのか。米 本のミサイル防衛技術で撃 本土に向かうミサイルは日 「集団安全保障」という説 ③国際平和活動をともに かし、そもそも米国を

KOや多国籍軍が集団安全 国連憲章が定める集団安全 いる。厳密に言うとこれは 保障だという言い方をして 安保法制懇報告は日本国

速に進もうとしている。昨

「戦争する国」への道を急 日本は安倍政権の下で

年、国家安全保障会議設置、

権が成立すると安保法制懇 を提出した。報告ではさら かったのに、第2次安倍政 を再開。 5月15日に報告書 しなくても何の問題もな た。安保法制懇報告が実現 田政権は相手にしなかっ 年に提出された報告書を福 に6つの事態を加えた。

米艦船への攻撃への応戦」、 4類型の①「公海上での

事法制のシナリオ』(共著、旬報社)ほか住民自治・地方分権と改憲』(共著、現代企画室)『戦争する国へ有

争のボタン」を押しますか?』(高文研)『秘密保護法は何をねらう

か』(共著、高文研)『21世紀のグローバル・ファシズムー侵略戦争

2暗黒社会を許さないために』(共著、耕文社) 『「改憲」 異論⑤

させない1000人委員会事務局長代行。著書に『すぐにわかる

清水雅彦(しみず)まさひこ) 日本体育大学教授、憲法学。 戦争を

集団的自衛権ってなに?』(共著、七つ森書館)『憲法を変えて「戦

よる不法行為への対応 潜水艦への対応 /活動への参加

安保法制懇もマスコミもP 海作業もありうる。だから、 されるが、国連決議での掃

⑦シーレーンでの掃海 ⑧国連安保理決議に基づ ⑨領海での潜没航行外国

邦人救出

遂行のための武器使用

④領域国の同意に基づく

攻撃する国が本当にあるの 権の問題。⑥はアメリカを ⑤、⑥、⑦が集団的自衛 ⑩離島等での武装集団に ⑥米国が武力攻撃を受け

た際の支援

の臨検・米艦等への攻撃排

⑦は集団的自衛権と説明

集団的自衛権 の発動

る。国会が関与するといっ 閣の閣議決定で決められ ない。基本は首相主導で内 的自衛権の発動要件は一般 は全面解禁になる。 自衛権行使についての立場 安保法制懇報告書の集団的 的で特に目新しいものでは ても、事後承認でいいので、 安保法制根が示した集団 2枚のパネルを使って説 集団的自衛権行使ではな 報告書とは違って全面的な 日本人が乗っている場合の で、もうひとつは米艦船に 明。ひとつは駆けつけ警護 く、限定的な集団的自衛権 政府の立場は安保法制懇

うとしている。しかし、8 憲法でできないものをやろ

⑤日本近隣での有事の際 が「基本的方向性」を出し 同じ5月15日、安倍首相 かなり情緒的な言い回 と、安保法制懇とは違うと

団安全保障」が入ってくる。 で、9条の下では到底認め **法制懇が言うところの「集** 8は多国籍軍への参加

というのは問題があるが、 てくる。 いるのは無理でいつかは出 ばならない。潜航したまま は浮上し無害通航しなけれ 艦が日本領海を航行する時 レーゾーン。⑨は外国潛水 潛水艦でもずっともぐって ⑨⑩は新しい概念でグ ⑩の武装集団が離島に上

隊、海上保安庁にも自衛隊 隊のSATや銃器対策部 私自身は現在の警察の軍隊 陸するというのは警察・海 化には反対だが。警察機動 一保安庁が対処すること。

り深刻になる可能性もあ る。 庁が武装集団に対応できる と共通の装備を持った部隊 くことによって、事態がよ がある。機動隊、海上保安 はず。逆に自衛隊が出て行

しで、子どもの絵を使った 検討している。

団安全保障には参加しない 行使。軍事的措置を伴う集 可能性、武力行使一体化論 米艦・米国外の艦船の防護 見直しなど、「あらゆる事態 るような事例、邦人不在の 当然」と答えている。 に対して対応できる可能 安倍首相は、15事例を超え ら⑪が集団的自衛権。 5月28日・29日参議院で 選択肢を用意するのは

集団的自衛権プラス、安保 あったのだろうと思う。「基 こういう立場で行く。政府 当然、事前に安保法制懇は いうことを強調している。 はこう行くという調整が 本的方向性」は部分的行使

かのような効果があった。 府が追加事例を提示した。 でましな立場をとっている した不法行為への対処 ⑫弾道ミサイル発射警戒 5月27日与党協議会で政 ⑪公海上で自衛隊が遭遇 13国際平和活動での任務 (攻撃なし) の米艦防護

の防護 ⑥弾道ミサイル発射警戒 ⑤邦人輸送中の米輸送艦 (攻撃時)の米艦防護

保法制懇報告書の4と8を 統合。9は「参考」になり、 告と重なっているが、新た まっていない場合に分けて が始まっている場合と始 全体で15事例。⑫弾道ミサ イル発射については、攻撃 に追加したものもある。安 半分以上が安保法制懇報 ⑪民間船舶の共同護衛

団安全保障」に分類。 ⑬、⑭がカッコつきの「集 (以下、AB甲乙は便宜的 どのように解釈するのか。

持ってきたもの。 戦条約の解釈をそのまま **义言がある1928年の不** る。この解釈は同じような 戦争を含まないと解釈す は侵略戦争であって、自衛 段」としての戦争というの は、「国際紛争を解決する手 9条1項についてのA説

内で対応するとした。これ 山の2事例は、現行法の枠 先に議論。 6月6日、 ⑩と **っためにグレーゾーンから** 公明党の合意を取り付け 限拡大を安易に認めるべき なかったこと。自衛隊の権 なってきた。 らはこれまで自衛隊ができ ではない。危険な情勢に

ゴールにある自民党改憲案

当民は」から「

日本国は」 1段の冒頭の主語が「日本 は自民党改憲案。特徴の第 は国家主義。憲法前文第 これらのゴールにあるの 新憲法草案の要綱では「国 変わっている。05年自民党 家の安全と社会秩序」。本音 が「公益及び公の秩序」に 改憲案では「公共の福祉」

というのが公共の福祉とい もう一方の人権は制限する 人権がぶつかって、どちら 自由は規制される。人権と 像権、名誉権を傷つけるよ ない。プライバシー権、肖 は、野放しの表現の自由は かった時の調整原理。例え の福祉は人権と人権がぶつ の福祉で制限される。公共 かの人権が重たい場合は、 に変わる。 ンな内容であれば、表現の 日本国憲法で人権は公共 えてしまう。こういうゴー の安全より「国家の安全」 保障基本法案にしろ、国民 家安全保障戦略、国家安全 禁問題が位置づけられる。 ルに向けて、法律が一つず が大事。そして、9条も変 家安全保障会議にしろ、国 れが昨年の秘密保護法。国 のためであれば人権を制限 環に今回の集団的自衛権解 つ変えられている。その一 してもいい。その発想の表 は、国家の安全と社会秩序

9条解釈をめぐって

憲法学界では憲法9条を 争は一切禁止している。こ 棄したとする。厳密に言う 戦争を含む一切の戦争を放 略戦争だけではなく、自衛 と、憲法も国連憲章も、

るため、陸海空軍その他の 行使、 不保持)「前項の目的を達す そして9条2項(戦力の 自衛権の行使。

るのはそれぞれの国の武力

こで自衛戦争と表現してい

戦

B説は、9条1項では侵 ない。」の解釈をめぐって 国の交戦権は、これを認め 戦力は、これを保持しない。 え方が30年以上続いてき

いる。この政府答弁書の考

がある。

作られ、侵略戦争を制限。 界大戦後、国際連盟規約が 戦争観があった。第一次世

1928年不戦条約は侵略

自衛戦争に手をつけなかっ 戦争を放棄したけれども、

第三に均衡性の要件は、

立っている人たち。甲説は 大きく分かれる。 も、自衛力保持はできると 戦力を持たないといって 争を放棄する目的のために 9条1項で放棄したのは侵 略戦争であるから、侵略戦 甲説は第1項でA説に

違っている。

政府は個別的自衛権が行

ちろん、私からすると間

に生み出した政府解釈。も

自衛隊を違憲にしないため

は、「前項の目的」の解釈で

は憲法上保有できる。自衛

隊は「軍隊」ではないと。

的」というのは1項全体だ も許されないと考える。 と素直に解釈し、一切の戦 刀はもてない。自衛力保持 憲法学界で多数説なの それに対して、乙説は「目 がないこと」「必要最小限度 の実力行使にとどまるこ があること」「これを排除 国に対する急迫不正の侵害 するために他の適当な手段 81年政府答弁書は、国連

の「9条1項全面放棄説」 もそうですが、B説+乙説 甲説という限定放棄説。 条2項全面放棄説」。 は、A説十乙説という「9 改憲派は少数説のA説+ 少数説としては、私自身

体は持っているが、 憲法9

憲章51条で集団的自衛権自

条があるから行使はできま

せんという考え方を示して

限度の実力を超えるもの」 は「自衛のための必要最小 項はA説、2項は乙説なの 項が独特。2項の「戦力」 と考える。だから、「実力」 政府解釈は1項A説で2 憲法学界の多数説は、1 自衛隊は違憲。 立場はコロッと変わってい 単に変えようとしている。 きるという飛躍がある。 る。憲法前文、13条を根拠 今回の安保法制懇、政府の に、集団的自衛権を行使で それを今、安倍政権が簡

> の議論をしている段階。こ 限。国連では通常兵器規制 爆弾禁止条約など兵器も制 生物兵器禁止条約、93年化 ようとなる。 憲法9条2項 の流れを進めていくと、軍 撤廃条約、8年クラスター 学兵器禁止条約、97年地雷 を規定。必要最小限の攻撃 と位置づけられる。 隊そのものを持つのをやめ 諸条約は文民・捕虜の保護 の乙説の考え方。 た。1949年ジュネーブ というルールを作る。72年 戦争の方法も規制してき

54年政府見解で個別的自 使できるという立場。19

権行使の3要件は、「我が

世界200弱の国の中の

国連憲章と憲法の相違点

争を制限した国際法。野放 51条は集団的自衛権を認め は相違点がある。国連憲章 ている。国連憲章は自衛戦 しの自衛権行使は認めてい 国連憲章と日本国憲法に

攻撃を受けていない国が同 衛権行使に当たっての3つ 盟国と共に敵と闘う権利」。 の要件がある。 国連憲章が定める集団的自 集団的自衛権とは「直接

きない。 とったら、自衛権は行使で 自衛権を行使できるのは51 が必要な措置を取るまでの 間。安保理が必要な措置を 条にあるように国連安保理 を満たさないといけない。 第二の暫定性の要件で、

は受けつつあるという要件

た。そのため、日本のよう

やってもいいという無差別

る。かつてはどんな戦争を

流れの中に位置づけられ

憲法9条は戦争違法化の

戦争違法化の

歴史

に「自衛のため」と戦争す 違法化をさらに推し進めた 憲法9条1項解釈のB説に と、次が自衛戦争の放棄。 自衛戦争を制限する。戦争 立てば、日本国憲法は戦争 る国が出てきてしまう。 違法化をさらに推し進める 1945年国連憲章では

> れと同じで、各国の軍隊を り軍隊を持たない国になれ ない。日本が憲法の理念通 るのは年間10人、20人。 こ 日本で銃の発射で死んでい 装する権利を認め、年間1 アメリカは憲法で国民が武 国民が武装できないから。 本の国内治安がいいのは、 27カ国は既に軍隊を持って 廃止して国連軍に集約して 長いスパンでみていけば必 いくことは50年100年の 万人以上が死亡している。 すしも不可能ではない。 大きな意味を持つ。日

戦争や先制攻撃は許されな の考え方からすると、報復 のでなければならない。こ の発動は攻撃に均衡したも もの。攻撃に対する自衛権 これらの解釈から出てくる

攻撃を受けている、あるい 第一に自衛権行使には、 ている国がいま攻撃を受け 力行使するには被害を受け 所のニカラグア判決で、武 はできないという判断を示 なければ集団的自衛権行使 ていますと宣言しなければ て助けてくださいと要請し ならないし、同盟国に対し 1986年国際司法裁判

撃した。ブッシュは戦争を 始めるにあたって、「報復戦 月12日以降にアメリカが攻 日で終わっているのに、9 ても、9・11事件は9月11 たさない違法な戦争。 争」と口走った。要件を満 アフガニスタン戦争を見

> 戦争以上に違法性が高い戦 味でイラク戦争はアフガン を持っていなかった。先制 争だった。 たしていない。そういう意 攻撃は自衛戦争の要件を満 力を攻撃していない。イラ い。イラクは一度もアメリ クは実際には大量破壊兵器 イラク戦争はもっとひど の問題

上の集団的安全保障の考 規定、42条は国連軍を規定 障。41条は非軍事的措置を した条文。これが国連憲章 国連憲章と日本国憲法は

明確に考えが違う。 による威嚇と武力行使を いう同じ文言がある。だが、 と憲法。そこには「武力に よる威嚇と武力の行使」と 国連憲章2条4項は武力

力による威嚇と武力行使を 「永久にこれを放棄する」。 憲法と国連憲章には平和

憲法・安保条約上の問題点

下のような発言をしてい この間、安倍や北岡は以

きず……その意味で憲法学 ある。憲法だけでは何もで は不要だとの議論もある」 (4月21日北岡伸一)。 「憲法は最高法規ではな 最高責任者は私だ。選挙 上に道徳律や自然権が

国連憲章のもとになる

同じ1940年代の国際法 もうひとつは集団安全保

場合によっては行使してよ 「慎まなければならない」。 日本国憲法9条1項は武

た。 定は入れるべきではなかっ

何か分かってない。とんで 大学法学部卒なのに憲法が る。集団的自衛権行使がで もない発言を繰り返してい 自民党が改憲案を出すしか きるようにするためには、

で国民から審判を受けてい 憲法改正には国会で3分

安保条約との関係でも問

(極的平和は構造的暴力

加していただきたい。 集会や各地の取り組みに参

は断絶面がある。国連憲章 主義という連続面がある 行使するかしないかは日本 が全て行使する必要はな が、自衛権行使をめぐって い。日本が集団的自衛権を に書いてあることを加盟国

提案で国連憲章に入れた。 衛権がないと不安だという 団的自衛権規定がなかっ 提案」(1944年) には集 た。中南米諸国の集団的自 冷戦が始まると、集団的

> と国民の意志を問うことを である。同時に96条で国会

法96条を全く無視するもの

定めているのだから、解釈

リー、チェコスロバキア、 型的にはアメリカのベトナ を見ると、主に大国による 連憲章に集団的自衛権の規 れた現実を見るならば、国 団的自衛権が使われる。典 構など軍事同盟を作って アフガンへの介入。悪用さ ム戦争、ソ連によるハンガ いってしまう。行使の実態 自衛権は変質し、米ソがN ATOやワルシャワ条約機 小国へ侵攻・侵略の際に集

る」(2月12日安倍首相)。 う発想がある。安倍も成蹊 憲法を無視していいとい 97条)から、憲法改正には 原理」(前文1段)、基本的 尊重擁護義務、「人類普遍の 限界がある。政府による解

うに、憲法を改正するとい 改正は重要な問題だから、 成がないとできない。憲法 の2以上の賛成で発議を ルを設けている、というよ 3分の2という高いハード し、国民投票で過半数の替 うのは難しい。それなのに

「ダンバートン・オークス

隊を海外に出したことは派 無視し、国民主権を無視す る集団的自衛権行使の解禁 く、「派遣」といってきた。 ら、政府は「派兵」ではな ラク特措法に基づいて自衛 国会の国権の最高機関性を 4年の国会決議があるか 兵だと思う。だが、195 ることになる。 しかし、今政府が考えてい 、戦争でのテロ特措法、イ 私自身はPKO、アフガ

争点ではなかったし、国民 変えてしまうことは国民主 集団的自衛権問題は大きな に問うてないのに、解釈で は派遣ではなく派兵。 なかった。12年総選挙でも に集団的自衛権は入ってい 自民党の13年参院選公約

釈変更は立憲主義の否定。 へ権の永久不可侵性(11条、 憲法9条の公務員の憲法 態をめざす。 の消極的平和。戦争に限ら がある。 ひとつは憲法9条 るのではないか。 て、対米自立を目指してい は単なる対米追随ではな 戦争主義。 安倍首相の狙い 実際は

平和主義ではなく、 平和主義」と言っている。 9、あらゆる暴力のない状 憲法には二つの平和主義 、日米を対等な形に変え 安倍首相は最近、「積極的 憲法前文は積極的平和。

題がある。 日米安保条約第5条で

えてしまうということは憲 解釈で憲法の意味内容を変 刀に基地提供規定がある。 **阐権を行使できない。代わ** 行使できるが、米国が攻撃 台、米国は集団的自衛権を は、日本が攻撃を受けた場 りに第6条で日本はアメリ これた時に日本は集団的自

啄し、日本が一方的にアメ なるのであれば、6条は削 とできない。日米が対等に は、安保条約を改定しない これた時に集団的自衛権行 る。日本もアメリカが攻撃 とは集団的自衛権規定があ 促ができるというのであれ

改憲とは憲法41条が定める

条約、米比相互防衛条約な NATO、米韓相互防衛 改めて考える

日本国憲法の平和主義

除は「他衛」権、「侵略」権。 とは何か。これまで行使さ 口本も行使するようになっ れてきた現実を見れば、実 そもそも、集団的自衛権 いいのか。

考えているのが憲法前文の ら戦争、貧困をなくそうと がない状態であればいいと 立つのではない。全世界か ざす。日本国民だけが戦争 いう一国平和主義の立場に

ることではない。集団自衛 権行使をさせないために、 味で使って戦争する国にす に「積極的平和」を別の意 いうこと。安倍首相のよう 条に従って戦争に協力しな 界の貧困問題を解消すると いことと、前文に従って世 日本がすべきことは、9

をつけずにやろうとしてい 倍政権は安保条約に一切手 なくなるはず。しかし、安 リカに基地提供する義務は

判決の解釈で集団的自衛権 砂川事件は日本の集団的自 行使をやろうとしてきた。 この間、砂川事件最高裁

らかになっている。砂川事 貧困·飢餓·抑圧·疎外· ことは到底できるわけがな 的自衛権行使を正当化する 件最高裁判決を根拠に集団 伊達判決が出た後、田中耕 衛権行使が議論になった事 差別など)のない状態をめ 使に事前に会ったことが明 太郎長官が駐日アメリカ大 件ではない。最近、一審の (国内外の社会構造による

人口減少社会と経済成長(その2)

八口減少は経済成長を不可能にする

(以上前号)

ゼロ成長が精一杯

残された課題

(以上次号)

肥成長の経済

地域内循環型経済の可能性

脱成長社会をめぐるさまざまな議論

|I|

真

入口減少社会と経済成長 作一杯 (その2) ゼロ

マイナス成長は 怖くない

えられます。

いった3つのシナリオが考

済の規模は拡大しない、 %の成長率を回復する、 経済の規模が縮小する、と GDP3%、実質GDP2 きを予測すると、(1)名目 (2) ゼロ成長が続き、経 (3)マイナス成長に陥り、 これからの日本経済の動 2060年までは毎年74万 30年までは毎年67万人、 豪語しています。しかし、 就業者数の減少 生産年齢人口の急減(20 まで毎年48万人) あるいは 成長シナリオを実現すると への減少)にともなう労働 アベノミクスは、(1)の 人口の減少(2030年 (同じく毎

で、一体どうやって経済成 年43万人)という条件の下 長を復活させようとするの

減少をカバーするために女 の点について必ずしも明快 替するだけの海外市場(外 せる、国内市場の縮小に代 性や外国人の労働市場への な答えを出していません。 策が提案されています。 憲 を拡大する、といった方 人当たりの生産性を向上さ **参加を促進する、 労働者1** とりあえず、労働力人口の 結論的に言うと、こうし

いが、マイナス成長でも怖 だという主張(たとえば橘 経済が縮小して雇用や生活 市場を経由する取引を力ウ えて異を唱えるつもりはな 木)がある。この主張にあ ら、ゼロ成長をめざすべき す。なぜなら、GDPは、 くないと私は言いたいんで に打撃を与えてしまうか イナス成長に陥ると急激に トしてお金で測るものだ 脱成長論のなかにも、マ

実は、経済成長論は、そ

活動の規模や中身が縮むわ けではない。

たとしても、経済成長の復 た方策がそれなりに成功し が精一杯でしょう。 右は困難であり、ゼロ成長

目次

はじめに

-経済成長しかないのか?

脱成長社会は変化のない退屈な社会か

人口減少社会と経済成長(その1)

脱成長社会は悲惨な社会なのか

が縮小しても、実際の経済 になっても、つまりGDP い交換や活動が急速に広が からです。市場を経由しな えてくれば、マイナス成長 お金で測れない富が増

幣的な活動の領域が飛躍的 生産や生活、無償の助け合 ミュニティでの半自給的な だと、思います。 いといった非市場的・非貨 に広がることを強調すべき 脱成長社会では、地域コ

働く人を増やす

進むなかでゼロ成長、つま 考えてみます。 持するために何が必要かを り経済規模を定常状態に維 て、とりあえず人口減少が いという発想を大前提にし マイナス成長でも怖くな

規する必要がある。

や無償の仕事への参加も重

投資を拡充して、生産性を のを増やす。労働者の知識 するために、働く人そのも 向上させる。輸出主導では や技能を高める人材養成の 力人口の急激な減少を緩和 なく、環境・再生可能エネ ルギー、食と農業、ケア(医 その方策としては、労働

移す、といったことが考え いった分野に経済の中心を

とは真っ向からぶつかる。 ます。この方策を検討して 長論者の提案と重なってき 向かいますから、成長戦略 はずです。3つ目の方策は、 地域内循環型経済の構築に ということが明らかになる もゼロ成長の維持が精一杯 いきますが、うまくいって

長の立場からは、雇用(賃 ではなく、非市場的な活動 金労働)や有償の仕事だけ うことです。ただし、脱成 く人そのものを増やすとい 働参加をはじめとして、働

者の就業を促進する。高齢 意欲が高いことから、 1つには、高齢者の就業 高齢

高齢者の意欲や活力を維持 が重視されるべきです。そ 継承し活用するといった面 者がより多く働けば、年金 する、貴重な技能や経験を 経済効果もあるが、むしろ 給付も少なくて済むという のためには、 職住接近の雇

療・介護・子育て)・教育と

最初の2つの方策は、

第一の方策は、女性の労

女性の 労働参加は?

です。 場への参加を促進すること 2つには、女性の労働市

ている (男性は77・2%か 0年) の48・5%に下がっ 展によって1990年の 上の人口に占める労働力人 50・1%から現在(201 口の割合)は、 女性の労働力率(15歳以 高齢化の進

澄

れないために、出産・育児 のために一時的に仕事をや 育児の負担を女性に押し付 ける性別役割分業が解消さ は大きな歪みがあります。 上昇している。 に、日本の女性の働き方に よく知られているよう

の給付水準が低いので働か をする人が多いのは羨まし 6%です。悠々自適の生活 割が働いているが、ドイツ 齢者は就業者の5%、ドイ 際的に見るとすごく働いて るが、働いたほうが元気に ざるをえないという面もあ では就業しているのは4 ない。 日本では高齢者の2 以上です。アメリカでも高 い(笑い)。日本では、年金 ツでは就業者の2%にすぎ いる。 就業者の1割が65歳 実は日本の高齢者は、国 ウェーデン8・8%です。 4%、ドイツ76・4%、ス

である。 年に73%にするというもの ます。安倍政権の成長戦略 ことが政策目標とされてい き上げ、M字型を解消する 性の労働力率を5~12%引 25~41歳の女性の就業率を では、女性活用策の目標は、 約5%向上させ、2020 したがって、30歳代の女

0年までに393万人減る の減少にともなって203 働力人口は、生産年齢人口 場合(A)には、女性の労 率が2・2%しか上昇せず と推計されている。労働力 M字型曲線が解消されない 30~55歳の女性の労働力

15歳~4歳の生産年齢人口 ら71・6%に低下)。しかし、 年の57・0%から6・2% のなかでの労働力率は現在 63・2%であり、1990

用の場や仕事を創る、また 増えるコミュニティ経済の 無償のボランティア活動が 発展が鍵になります。

なるという面もあります

性の労働力率は、米国74・ 他の先進国と比べると際 95年の3・7% (30~3歳 立って低い。30~34歳の女 0% (2011年) である。 67・6%、35~39歳で67・ の労働力率は、30~34歳で 育児を抱える年齢層の女性 いるということです。出産・ 字型曲線の働き方が続いて める女性が少なくない。M からは上昇していますが、 非正規間の時給格差の廃止 **導入、男女問および正規・** 換による家事・育児への参 と男性の働き方の抜本的転 修機構「平成24年 労働力 ります(労働政策研究・研 側市場に参加することにな 毎年16・8万人が新たに労 台と比べると、336万人 まる。すなわち(A) の場 には、57万人の減少にとど かなり解消される場合 (C) 7%上昇してM字型曲線が る。さらに、労働力率が10・ 新たに労働市場に参加す 万人 (毎年5・5万人) が の場合に比べると、110 か行われないかぎり、女性 止社員の短時間勤務制度の 加(性別役割分業の廃止)、 売給の推計」)。 しかし、残業をなくすな

活用策の矛盾 安倍政権の女性

入するといった子育て支援 の受け入れ枠を30万人分拡 里をゼロにする、

学童保育 とする。5年で40万人の保 **働力と見なして、その労働** ミクスは、女性を重要な労 **順に満ちています。アベノ** 政権の女性活用政策は**、**矛 成、そうです。 育の受けⅢを用意し待機児 3場への参加を促進しよう その点から見ると、安倍

による助け合い」を強調す 寸主義の発想からは「家族 しかし、そのウルトラ保

とどまる。すなわち(A) には、283万人の減少に 率が3%上昇する場合 (B) るという狙いが見え隠れし 児サービスを無償で担わせ ち出した「3年間抱っこし というわけです。安倍が打 は、女性に担わせ続けよう から出てくるのは当然で るように支援すべきだ、と ている。3年間も子育てに 費用のかかる3歳までの育 放題」の「3年育休」政策に ることになる。介護や育児 いう批判の声が女性のなか 制度を利用して仕事と育児 る、男女ともに短時間勤務 失われ職場復帰は難しくな 専念すれば仕事のスキルが を両立させる働き方ができ は、女性を家庭に戻して、

労働参加は進みません。 限によって長時間労働をな 制緩和(ホワイトカラー・ の一環として労働時間の規 ど)を企んで、残業を野放 めには、残業のきびしい制 エグゼンプションの導入な くす政策が必要です。しか しにしようとしている。 し、安倍政権は、「雇用改革」 男性が育児に参加するた また、2020年までに

稼ぎ主の収入が下がってい 労働者の賃金、とくに男性 なか進まない。とはいえ、 は、女性の労働参加はなか 標を掲げているが、そのた 割合を30%にするという目 指導的地位に占める女性の めに必要なクオータ制の導 人はやろうとしません。 安倍政権の女性活用策で

率が10%アップする場合で う。しかし、女性の労働力 労働参加は増えるでしょ るなかでは妻が働きに出ざ るをえませんから、女性の

ら、毎年48万人も減るとい する女性は年17万人ですか も、新たに労働市場に参加 することはできません。 う労働力人口減少をカバー

泥縄式の外国人 受け入れ

入れを増やすという政策で のが、外国人労働者の受け 日本で暮らす外国人(外 そこで、急浮上している

国人登録者数)は、特別永

公共事業復活とともに労働

の実習終了後に2年間延長

2002年の174万6千 比べると、はるかに少ない。 5・6%(同)、イギリス 万8千人であり、人口の1・ 万4千人に増えた後は、原 5・5% (2006年) に の割合は、米国12・3% (2 ど) 38万人を含めて203 住者(在日韓国・朝鮮人な 005年)、ドイツ8・2% 年末)。人口に占める外国人 6%を占めます(2012 (2005年)、フランス へから2008年の214

発事故もあって漸減してき 受け入れ拡大がにわかに打 そこで、外国人労働者の

たが、アベノミクスによる 労働者の受け入れ拡大に動 71万7千人です(2013 た。うち外国人労働者は、 きはじめています。建設業 かないと、突然言い出した。 め、外国人労働者に頼るし 働力不足が目立っているた 60万人にまで減少してき や介護サービスの分野で労 ところが、ここに来て安 建設業では、労働者が4 判されてきました。 何と驚くべきことに受け入 ち出されてきたのですが、 で働かせる仕組みとして批 度は、技能習得に名を借り が頻発しています。この制 働いているが、賃金未払い うものです。現在は約15万 能実習制度を利用するとい や長時間の残業などの問題 て外国人労働者を安い賃金 れのやり方は、悪名高い技 の外国人の技能実習生が 新しい政策は、最長3年

働者の不足が深刻だが、2 働力不足を招いています。 不足すると推計されてい 025年には100万人も 賃金や仕事のきつさから労 復興事業を妨げるほどの労 市場の移転工事は、東北の 都圏のインフラ整備や築地 また、介護の分野では、低 力不足に陥っている。とく ビック開催を名目にした首 に2020年東京オリン ができるという方針を早々 後3年まで追加で働くこと までは、建設業で実習終了 のです。そして政府は、2 再入国を認める、というも 家事サービスの分野でも技 020年東京オリンピック た一定期間を経て実習生の して働くことを認める、ま 能実習制度を利用しようし と決めた。今後は、介護や

期でも、新たに受け入れた

外国人労働者が急増した時

低賃金の労働力として期間 限定で利用する。まったく 度の整備は行なわないで、 として迎え入れる環境や制 彼ら/彼女らを対等な市民 定住につながる外国人労働 ナリズム体質からすれば、 合主義的な対応です。 者の受け入れは認めない。 人権無視で使い捨てのご都 安倍政権の本来のナショ

やって来て働いたり暮らし くこと(単純労働)を禁じ 持たない外国人が日本で働 です。特定の専門的技能を たりするのは、当然のこと ている現行制度は、抜本的 多くの外国人が日本に

滞在後の永住権の取得と 同一賃金、住まいや子ども るべきです。そのためには、 いったことが保障される必 の教育の権利、一定期間の 日本人労働者との同一労働 要がある。 に変えられ、門戸開放され

白書』2003年)。 れば年間64万人もの受け入 年齢人口を維持しようとす 少を外国人労働者や移民の れが必要になると試算した ことがあります (『経済財政 とすれば年間34万人、生産 には、総人口を維持しよう 受け入れでカバーするため 内閣府はかつて、人口減 しかし、1990年代前

彼ら/彼女らの権利や生活 とは不可能です。まして、 労働者を毎年迎え入れるこ け入れを拡大しようとする 環境を確立しないまま、受 目に見えて

生産性の向上? 経済成長の鍵は

技術革新(イノベーション) ことです。そのためには、 要素生産性)を上昇させる 激な減少をカバーするもう 資や技能訓練によって労働 ひとつの方策は、生産性(全 を進めると同時に、教育投 第二に、労働力人口の急

経済成長が労働力、資本

だけの何十万人もの外国人 た。毎年48万人もの労働力 人数は、年平均5万人でし 八口の減少をカバーできる 札として強調されます。 盛山和夫、小峰隆夫、大

の減少を補ってなお上回 せなければならない」(盛 る生産性の上昇を持続さ 山『経済成長は不可能な するためには、 「持続的な成長を達成 、労働人口

生産性を高めることに ば、日本は『世界で最も だということを考えれ 割合が低下する] 国家に なることが『確かな未来』 の人口オーナス[総人口 に占める生産年齢人口の 「日本がやがて世界一 です。何よりも、

知識と技能をそなえた人材 必要になる。とりわけ高い 労働をさせることが重視さ 者の生産性を高めることが

半から今世紀初頭にかけて を高めることによって生産 の受け入れによって労働力 張する人びとも、女性の労 済成長を続けるための切り 性を向上させることが、経 ない。そこで、労働力の質 を認めます。労働力不足が 高い経済成長が可能だと主 なることは、認めざるをえ 働市場参加や外国人労働者 ました。人口減少の下でも て決まることは、先に言い 生産性の3つの要素によっ 経済成長の根本的な制約に することは困難であること 人口の減少を十分にカバー

の減少を補って余りある生 内伸哉たちは、経済成長の 異口同音に言います。 産性の上昇が鍵を握ると、 持続のためには労働力人口

産出高(アウトプット)が 量(インプット)に対して ことです。同じ労働の投す を、2つ作れるようになる のネジしか作れなかったの どういうことでしょうか。 が決められた時間内に1つ 生産性が向上するとは たとえば、一人の労働者 による労働者の 能力の向上 期の細切れ契約で働くこと 非正規雇用の場合、

の増大として現われます。 働者一人当たりの売上げ高 増える、つまり労働者一人 は、教育や職業訓練によっ ことです。このことは、労 て知識や技能を高めること せるための基本的な方法 当たりの付加価値が増える 労働者の生産性を向上さ 職場で実 き屋」など飲食チェーン店 つつある。このことは、「す は、もはや通用しなくなり 働力としての価値も高くな の人間としての価値も、労 代には、労働者一人ひとり 者として使い捨てるやり方 い低賃金の非正規雇用労働 ります。若者をスキルもな 労働力人口が減少する時

ねばならない(小峰「確 かな未来としての日本の よって経済を成長させ』」

の突入を前に、日本経済全 戦略」も、「人口減少社会へ いくことが不可欠」(素案) ぐ力(収益力)』を強化して 体の生産性を向上させ、『稼 アベノミクスの「新成長 化踏まえて見直しを」)。 と」する(大内「経済変 の進展は、生産性の高 労働者をますます必要 働力人口の減少とIT化 「少子高齢化による労

教育や訓練

られています。 させないから、スキルアッ を積むことができない。ま けて長い時間をかけて経験 める有効な方法です。しか 高めることが、生産性を高 低い労働力として使い捨て た長く働いても研修を受け が多いから、同じ仕事を続 びつつ経験を積んで能力を 際に仕事をして先輩から学 プができない。 結局、 質の 短

ノップによって、成熟産業 る。職業訓練によるスキル 3労働移動」 が謳われてい 乗から成長産業への失業

な 人の成長戦略では、「成熟産 つわけである。 アベノミク り経済を成長させる、とい DP)を増大させる、つま 座性を高めて付加価値 (G れによって、経済全体の生 略を持ち出しています。こ とどまらず、質の高い労働 知識や技能を高めることに 水める人びとは、労働者の こいう戦略です。 耒に労働力を移動させる、 素から生産性が高い成長産 つまり生産性が低い衰退産 耒に移動させる、という戦 刀を生産性の高い産業や企

側市場の流動化をめざす この戦略は、第一に、労 の高い部門に移動させて経 ります。 は、雇用を増やすという点 では本質的な限界にぶつか 済を成長させるという戦略 第二に、労働力を生産性

しては、輸出競争力のある 生産性の高い成長産業と (6面へ続く)

す。正社員の解雇規制を

雇用改革」と不可分一体

ための鍵は生産性の向上に 橘木俊詔が、そうです。 ある、と主張する人もいる。 資本の成長率はゼロ

歩の成長率を資本と労働 ラスにするには、技術進

時に、全体の成長率をプ

ご訓練を充実させて知識と 、労働者であっても、教育 ですから、どの分野で働

れば、高い生産性部門への

に解雇できる仕組みがなけ

る。労働者をいつでも自由 る「限定正社員」を導入す 業所がなくなれば解雇でき

スムースな労働力移動はで

長率が完全にマイナスの かマイナス。労働力の成

は明らかです。

なくなっている異変を見れ ルバイトやパートが集まら で、時給を引き上げてもア

ようにする、また地域の事

緩和して簡単に解雇できる

製品の開発、コスト削減

の新技術など] にだけし

か期待できないとなる

ようになるからです。

職種への移動が必要となる もより成長性のある業種や

時代に備える意味もある」

(大内)。

くことの充実感も得られる

こができるようになり、働 品やサービスを生みだすと 大も発揮でき、質の良い製

業界が必要とする業種や職

種が大きく変わり、労働力

と、もう1つの手法とし

せん。……。技術進歩[新

大きくしなげればなりま 力のマイナス分を超えて

> す。 それによって、 創意工 を高めることが求められま 技能を向上させ、

> 労働の質

> > きないからです。

「雇用流動化政策の強化 IT化の進展により産

陥らずゼロ成長を達成する なかでも、マイナス成長に と謳っています。 脱成長の立場に立つ人の

す」(『「脱成長」戦略』)。 生産性を高くすることが 非常に大事だと思いま て1人ひとりの労働者の

部門への労働力 生産性の高い 移動という戦略

しかし、経済成長を追い 改善されることは望み薄で あって、失業手当の貧弱さ 合の社会的規制力の弱さも ティネットの構築に力を入 が進んできた。この傾向が れるべきだと言われます。 にされ、雇用の流動化だけ ティネットの構築が後回し しかし、日本では、労働組 職業斡旋を充実させ失業中 できるように、職業訓練・ る能力を身につけることが 雇の自由化は、解雇されて の生活を保障するセーフ す。そこで、彼らが転職す 矢業する労働者を増やしま つとって見てもセーフ 雇用の流動化、つまり解 世界の未来を拓く家族農業が

小規模農業への投資食料保障のための

家族農業が世界の未来を拓く の 「 常 識」 っくり返される

国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネル/農山漁村文化協会 食料保障のための小規模農業への投資』

小規模農業は "非効率」 ?

きものではない」と思って のではないか。 あるが、保護し守っていか 経済規模は国内総生産の 本音では、「日本では農業の 反対する人たちの中にも、 者もいる。一方のTPPに のだという。もしかしたら の農業を大規模化すること めようとする政府は、「日本 ている人たちは少なくない なければいけない」と考え 価値のものにしていけば、 いるのかもしれない。ある いは「日本の農業を高付加 1・5%に過ぎず、 守るべ によって、競争力をつける」 -分生き残れる」 という学 小規模農業は非効率では TPP交渉をあくまで進

識」を、落ち着いた理性的 な語り口で、見事にひっく に浸透しているそんな「常 この報告書は社会の大半 年」でもあるが、

規模農家は世界の農地の10 らどうか。例えば中国の小 面積当たりの生産量をみた り返してくれる。まず単位 世界の20%の食料を生産し %を占めるにすぎないが、 のだろうか。

報告書を翻訳したものであ 規模農業への投資」という 委員会の専門家ハイレベル 『国際家族農業年』 た「食料保障のための小 、ネルが昨年の6月に発表 本書は国連世界食料保障

である。世界の人口の3分 業は小規模農業、家族農業 からである。また、もう一 つは今日の世界で現実に農 本質的な効率性に注目する がある。一つは冒頭に紹介 によって担われているため それにはいくつかの理由 たように、小規模農業の

地球全体の耕地面積が絶対 起きれば大きく変動する。 的には化石エネルギーの多 と2・3倍である。 農民一 重視すべきかは明らかだ。 たとき、どちらの効率性を 消費構造に支えられてのこ もしれないが、これも本質 経営のほうが確かに多いか 生産性は大規模経営のなん 的に有限であることを考え とで、石油価格の高騰でも ている。単位面積当たりの (当たりの生産額は大規模 という現実が挙げられる。 た調査では、経営耕地面積 を支えていくことは、世界 テーマにし、これらの農民 経営の農民、農村からなる 飢餓人口や栄養不足人口の の食料危機に対処する上で だという。さらに、一般に 全体の73%を占めているの 1ヘクタール未満の農家が 不可欠の課題なのである。 小規模農業、家族農業を 大多数が、これらの小規模

農業の問題とは何か

はこの報告の中で小規模の 連の定める「国際家族農業 家族農業に目を向けている 今年2014年は、国 、なぜ国連 テーマが、この報告では混 は多いに違いない。産業と ことに、違和感を覚える人 域を同列に並べて議論する 混同されていると受け止め ているからである。議論が ざりあい連続的に論じられ と、あるいは保護の対象と と、現実の農村の実態のこ る人もいるだろう。 しての農村、農民という しての農業の生産性の問題 これらの互いに異なる領

の2、農地の38%を捕捉し 社会」の枠組みの中で考え と考えれば、食料保障につ ている、農業もその一つだし 業の集合体として形成され ようとしているからではな いては農業の生産性にこそ いか。「この世界は様々な産 に、現存する世界を「産業 たちが知らず知らずのうち 解りにくさの理由は、

> いる。彼らが安定的に生存 業は、世界経済の背後に広 れらの小規模農業、家族農 焦点をあてて論じるべきだ 保障の鍵であり解決すべき ということになるだろう。 問題なのである。 していくことこそが、食料 大な食料自給圏を形成して この報告の視座は、こう かし世界的に見れば、こ

と時には一つのことをやる えると、議論は総合的でな だけではなくあくまで農民 ティア・センの言葉も引用 違っているという、アマル べきだ」という考えは間 ければならない。そして「ひ や農村の側であることを考 おうとしている。考察すべ き対象が産業としての農業 した問題に正面から向き合

兼業農家の奨励

もう一つ興味深いのは、

私 兼業農家から農地を集約し ぐる一般の言説では、兼業 家を育成することである。 害する元凶のように扱われ 農家は非効率で生産性を阻 ている。農水省の方針も、 ことである。日本農業をめ 兼業農家が奨励されている 況を改善する方策として、 この報告の中で、農村の状 しかし本報告では、 少数の大規模な専業農 農家

これもどこかで倒錯してい 業種だとみなされている。 助金がなければ生活できな は自分で作る。それなのに 摘もある。今でも農民の多 呼ばれた。百の職業を持つ のは産業ではなく人だ、と い、最も自立できていない 今日の社会では、農民は補 具を自分で修理し(時には くは、農業生産を行い、土 という含意があるという指 自作し)、簡単な倉庫ぐらい 木工事を自前でやり、農機 の安定に寄与するのだとい 象条件に左右されやすい農 は、本質的に自然環境や気 業のリスクを分散し、農業 いう姿勢が貫かれている。 う。ここでも着目すべきな かつて農民は「百姓」と

るが、都市住民のほうこそ 民の農業志向のほうかもし と聞いて、読者が今思い浮 かべるのは、むしろ都市住 存の安定のための兼業化_ 兼業化を切望している。 スタイルが流行り始めてい れない。「半農半X」という 方で「リスク分散と牛

バラダイムの転換

会の枠に縛られない発想な を考えるためには、思考の 規模農業、家族農業の今後 える発想というのはとてつ のだと思う。産業社会を超 枠組みの大きな転換が必要 であることがわかる。 の直面する問題を解決し小 それは一つには、産業社 この報告を読めば、農業

が複数の収入源を持つこと もなく難しい。ベーシック のかもしれない。

本書の共訳者の一人であ

わったのだという。これか にとまり、メンバーに加 クトチームのリーダーの目

村文化協会/2160円 世界食料保障委員会専門家 規模農業への投資』/国連 『家族農業が世界の未来を ハイレベルパネル/農山漁 食料保障のための小

属し、職業に分断された世 沢賢治は、人々が産業に従 れでもかつてマルクスや宮 を前提に成立している。そ 界を超えることを構想し 構想でさえ、近代産業社会 放されないものは、農業な インカムなどの壮大な未来 放しない限り自分自身も解 た。今日では世界全体を解 そして、最大の問題は、

考察の手法自体が一つの優 費される読書」に終わらな う構成するか、調査の対象 ための理論的な枠組みをど ように迫るか、そしてその がする。既存の言説にとら かで興味深いが、理論的な い内容が詰まっている。 や分析の仕方をどうするか われずに考察の対象にどの 味でも単なる一過性の「消 れたモデルになっている気 等が同時に学べる。その意 この報告は内容自体も豊 生産性の高い成長産業は労

グビジネスへ」が、プロジェ 報告書の6人の執筆者の一 研究者であるが、実はこの 人でもある。彼女の書いた る関根佳恵さんはまだ若い 「逆コースの『農地改革』? 小規模家族農業からビッ

がそうです。業種別では、 ビス業、卸・小売り業など しょうか。農林水産業、サー では、生産性の低い部門

を創るという立場に立て すのではなく、雇用と仕事 しかし、経済成長をめざ

ばすほど成長が期待できる やサービスを供給する輸出 るところ高付加価値の製品 される。この戦略は、つま 製造業や情報通信業が想定 分野や企業は、ますます限 製造業のなかでも輸出を伸 いうことになる。しかし、 向け企業の成長に賭けると られてきています。 (5面から続く)

どんどん減って1000万 就業者を増やしてきたが、 立って高い情報通信業は、 すが、海外現地生産へのシ 対的に生産性の高い部門で 吸収力は相対的に小さくな 活用されたりイノベーショ いということです。ITが 働力を吸収する力が限られ それでも163万人(10年 る。日本でも製造業は、相 力化が進みますから、雇用 ンが進んでいる産業は、省 ていて、雇用創出力が小さ にとどまります。 人を割った。生産性が際 トもあって、就業者数は

別に困りません。 なくなりますが、

私たちは **そうなると、経済は成長し** 美」ということになります。 確保や拡大という点で生産 場に立てば、雇用と仕事の なる。 しかし、 脱成長の立 任の低い部門とそ「基軸産

生産性の低い 部門こそ重要

飲食サービスに次いで、介 とは、どのような産業で 護・医療の分野は生産性が

らの活躍に期待しよう。

へと急増しています。 も、8万人から223万人 ている。介護の分野だけで 613万人 (10年) になっ 護・ 医療の 分野の 就業者は くにサービス産業が重要な は、生産性の低い産業、と 13年間で185万人増えて **仅割を果たす。 コンビニや** 経済成長にこだわる立場 ーパーなど卸・小売り業 就業者は980万人。介

生産性が低い仕事をバカ

り縮めたり、見守りの回数 いた食事の世話を30分に切 が増えれば、1時間かけて ちます。

ケアする相手の数 ケアの質はまちがいなく落 やす。しかし、そうなると、 さないで入所者の数だけ増 であれば、職員の数を増や を増やせばよい。介護施設 1人が世話をする人間の数 すればよいか。介護労働者 を高めようとすれば、どう 低くなるのですが、生産性 ます。そのために生産性が ても多くの人手を必要とし と)に限界があり、どうし | 機械化(介護器具の導入な たとえば介護の分野は、

部門に投入することは、資 買重な資源を生産性の低い 源のムダ使いということに からすれば、 労働力という うモノサシを作り変えるこ ります。経済の中心は、大 価を支払えば、売上高も増 とですから、生産性を高め 対人サービスに変わりつつ らサービス産業、介護・医 えますから、生産性は上が 高いサービスを提供するこ えれば、時間をかけた丁寧 とは間違いです。見方を変 用しなくなる。生産性とい 用いられてきた生産性のモ ある。とすれば、製造業で 療・子育て・教育といった て、きちんと高い報酬=対 ているとも言えます。そう 量生産方式のモノづくりか した良質のサービスに対し なサービスは、付加価値の にしたり、低く評価すると とが必要になります。 /サシは、 そのままでは通 広井良典の次の指摘は、

にケアこそ望ましいわけで か減る。人手と時間をかけ が、そうすると生産性が 手を加えたものです。なお、 能なのか」も参照してくだ 65号に掲載される拙稿「人 座標塾で話した講義内容に 的を射ています。 口減少の下で経済成長は可 『季刊ピープルズ・プラン』 【本稿は、14年2月21日の ということであ」る(広 井『人口減少社会という 産性のモノサシを変える が、逆に、生産性、が高 た『労働集約的』な分野 いということになる。生 生産性が低いとされてき かりかかって)もっとも いった、従来は(人手ば 「福祉や教育などと (つづく)

6 ~4現地行動

た自治体はありません。混

で行うのか

惠 全 国 ネット ワーク事務 局福島原発事故緊急会議・再稼働阻止

続々と各地の原発が再稼働 と、政府・規制庁・電力会 のトップが川内原発である は、今、すべてストップし 作業をスタートした。それ る。川内原発を突破口に、 と宣言したことを意味す ている日本の原発の再稼働 稼働へ向けての適合性審査 社という原発推進派が公然 九州電力)について優先的 に進めることを決定。その 原子力規制委員会が、再 川内原発 (鹿児島県・ 出そうという活動が、「経産

する「現地行動」をつくり こうした事態を前にし 現地の反対運動と合流

る。県議会を抗議の声で包 ら開かれる鹿児島県議会 囲する行動をつくり出す。 ターゲットは、6月13日か 結成を通して開始された。 本決起集会実行委員会」の 藤祐一郎の所信表明)であ トワーク」を事務局とする ぼ舎」「再稼働阻止全国ネッ 省前テントひろば」「たんぽ (議事冒頭に推進派知事伊 川内原発動かすな!東日

この動きに合流していっ た。 故緊急会議の流れの方から 私は、「全国ネット」の呼び かけ団体である福島原発事

談会の時の確認に基づい 各地の原発現地相互を連絡 て、川内現地のグループと 作業のステップとも位置づ するネットワークづくりの これまで積み上げてきた、 け、京都で持たれた全国相 避難計画不備を問う 東京から、200人以上

現地の人々と合流し、県庁 は、すぐバスで県議会前へ。 の参加者を乗せた飛行機が 月12日の午後である。一行 鹿児島空港に着いたのは6 の「ストップ再稼 8時で切り上げ、 兼ね、翌日からの 集会(記者会見も ホテル・旅館へ。 行動をアピール)。 (議会)前で抗議 6月13日は現地

再稼働阻止金国ネットフ

集会実行委員会」 働!3·11鹿児島

主催の県庁前での

「6·13県議会『再

は、こうある。

動集会—要援護者 稼働させない』行 催者が「今日は県 問う」に合流。主 の避難計画不備を そして沖縄から北 内各地•九州各地• 時間がかかるのか、放射性 のか、避難にどのくらいの は、避難車両が確保できる に22万人が暮らしていま 川内原発の30キロ圏内 自治体質問への回答で

の再稼働を許すまいとい

現(220人)。現地鹿児島

け、原発ゲート前行動も実

う、危機感に満ちた気運の

高まりと広がりを強く実感

「全国ネット」としては、 展望するものであった。 は各地から再稼働反対のの という方針で臨んだ。それ 共に、鹿児島での「全国相 結集するという14日のゲー ぼり旗を持って川内原発に 談会」の開催をも実現する、 ト前集会(記者会見)をも

集した」と繰り返していた。 心に、大量の人々が議会の いる間にも、現地の人を中 海道までの全国各地から結 力強い抗議集会の持たれて

国から集まった再稼働反対 取り組まれた。さらに、全 要請書を提出。炎天下の 電力の支店へ移動。九電を 提出もなされた。その後、 の約12万人の署名の県への デモで包囲しつつ、抗議、 明」「共産」「無所属」のす た「自民」「県民連合」「公 べての会派への要請行動も そして、東京組も参加し ードな行動に一区切り。 採択された集会アピール 人を超える参加者は九州

そこまで出来たらパーフェ 要援護者は切り捨てられよ 会見で『10キロ圏の要援護 は全く策定されていませ 乱なく避難できるというの 口圏の要援護計画を作らな クトに近い』と発言、『30キ いて皆無です。在宅要援護 の避難計画は5キロ圏を除 や福祉施設にいる要援護者 なら、全部の原発は動かな いと再稼働できないという 者計画は7月にはできる。 は全くの絵空事です。病院 い』と暴言を吐きました。 者の避難計画も30キロ圏で ん。 伊藤知事は5月の記者

事は「30キロまでの要援護 うとしています」。 この日の記者会見でも知

発をまず再稼働という、正 る火山島 (九州) の川内原 なった。夜は、日本最大の 声が渦巻いた論議とあい した警察の妨害をはねの 館を閉じ、ゲート前を占拠 を展開した人々と合流し 気とは思えない点をも強く 活断層(中央構造線)もあ 国相談会」では、避難無計 この日の後に持たれた「全 て、「交流会」。14日はPR アピールするビラまき行動 なく不可能だ」と発言した。 いう政治姿勢への、抗議の 者の避難計画は現実的では (不可能)でも再稼働と

3

堀現地行動が行われた。 勝利を掲げて、三里塚・横 動弾劾! 横堀現闘本部裁判 6月1日、 第3滑走路第

3千メートル級の新滑走路 拠して30年代には両空港に さらに過大な需要予想に依 0年までに1割増の82万6 策をまとめ、合計発着枠を 千回まで増やせるとした。 14年度末75万回から202 者会議は首都圏の羽田、 田両空港の年間発着枠拡大

現闘本部裁判勝利

きが地元から 3滑走路の動 成田空港会社 さん (横堀案 集会で山崎宏 第3滑走路が 心ではない。 はそれほど熱 出ているが、 山子亭)は「第 センターでの 横堀農業研修 かに荒唐無

連絡会。参加者は50人。 催は三里塚空港に反対する 6月6日、国交省の有識 本部破壊のために、2月6 成田空港会社は横堀現闘

6月1日、

ざして提訴した。 地を奪い、今度は空港拡大 た。 昨年4月最高裁の不当 破壞裁判(「朽廃建物収去十 裁判で空港会社は「現闘本 判決によって現闘本部の土 日千葉地裁に横堀現闘本部 部は98年1月旗開き以降は のために現闘本部撤去をめ 地明渡請求事件」)を提訴し 第1回弁論は5月14日。

使用してきた。本部が「指 囲繞した」と主張した。現 の安全に支障が生ずるおそ は許されない。 鎖し、管理・補修作業を妨 港会社が道路を一方的に封 壊状態」になったのは、空 るまで諸々の行事や会合で 社が一方的に道路を封鎖す 闘本部は8年以後も空港会 害したためだ。勝手な主張 れがあったから、(8年9月 に)四方に鉄板塀を設置し、 一切使用していない」「航行 **| 当・県にとっての『地元]** つことで合意した。だが、 には地元の意志尊重』とい 論では、『新しい滑走路建設 らのシンポ・円卓会議の結 建設を求めていた。 91年か 則から商工会議所が滑走路 万向性が報道された。その いと向こうの方針でやりた 対するものとは話し合わな 5月、3本目の滑走路の

か。長い時間で、だめなも くり返る。短い時間での にが巧妙。はらわたが煮え 路を要望し、それを受けて は住民ではなく、市や町と はっきりした成果は難しい いうことが依然としてまか は地元として3本目の滑走 9通っている。 商工会議所

を建設し110万回を目指 見れば明らか」 **稽かは三里塚闘争の歴史を**

のはだめということで行動

すという計画案を示した。

し。空港を造るために、反 共有地の強制買い上げと同 ないで裁判に訴えてきた。 いったが、立ち入りを許さ さるのなら、管理すると 言ってきた。自由に通行で 老朽化したから撤去しろと 港の中に組み込み、建物が 路を封鎖して現闘本部を空 回盟代表世話人) は「反対 **攸告とされた柳川秀夫さん** | 盟に何の連絡もなしに道 (三里塚芝山連合空港反対 横堀現闘本部破壊裁判で を 路を許さない。裁判に協力 ら、裁判を闘い、第3滑走 港問題の歴史を知らない人 を求める。行政当局でも空 裁判での空港会社の主張。 裁判所には現闘本部の検証 らごみをよけろというのが 空港会社が取得した土地か することが大事」 本部を『ごみ』だとして、 が空港建設を進めてい 清井礼司弁護士は「現闘 歴史を掘り起こしなが

が発言。 セージ代読の後、小山広明 共有委員会Ⅱ代表)のメッ さん(前・泉南市議会議員) 炎天下、「横堀現闘本部裁 加瀬勉さん(三里塚大地

判に勝利するぞ」とシュプ 横堀と辺田をデモ。 レヒコールを上げながら、

塔に向かい、現地調査を も守りたい」と発言。 と思った。空港会社は、ど 地で空港を拡張しようとし さんは「ただただ見栄と意 う話があって、なんとして れることはやっていきた センターの土地を返せとい とまでも信用できない。や い。しかも、横堀農業研修 ている。本気なんだろうか 終了後、参加者は横堀鉄 後半の集会で、石井紀子

国連・憲法問題研究会報告第57集

イシズムと安倍政権 なぜ隣人を「憎む」

定価

安 田 のか 浩 一

され、際限のない武力行使

「この先本当に戦争になる

言い出している。 自民党国

家安全保障基本法案ではお

にもならない「要件」が示

与党協議では、何の歯止め

している(6月21日現在)。

集団的自衛権閣議反対の声高く

せない全国署名提出集会・

公明党に対する申入れなど

ない集会・デモ、官邸行動 権行使容認閣議決定を許さ に突き進もうとしている。

のか。あるかもしれない。

衛権行使の説明をしていた

大阪市生活保護行政問題調査団

護行政の真の

これに対し、集団的自衛

連続した行動が行われた。

6月12日には、戦争をさ

かけ人の鎌田慧さんは「日 野音には3千人 (主催者発 国会包囲抗議行動が行われ 提出行動が行われた。 表)が集まった。12日の昼 1000人委員会。 日比谷 た。主催は戦争をさせない には全国署名175万筆の 集会であいさつした呼び

会周辺へ移動。

集会終了後、

参加者は国 官邸·国会

ましょう」

の誓い。これを安倍政権が り。これはアジア2千万人、 命令によって1人も殺して 暴力でたたかっていく」 壊しようとしている。安倍 壊そうとしている。安倍政 首相と真っ向と対決し、非 権は戦後民主主義を全部破 日本300万人の犠牲者へ 本の敗戦から8年。政府の も殺されてもいないのは誇 菅原文太さん(俳優) 発表)が集まった。 根底から覆されるおそれと 権行使の要件として国民の 生命、自由、幸福追求権が 釈で憲法9条を壊すな!実 な!が行われた。主催は解 国」 にするな!6・17大集 行委員会。5千人(主催者 会―解釈で憲法をこわす (翻訳家) は「集団的自衛 集会で池田香代子さん 6月17日には「戦争する

現できなかった。だが、7

閣議決定をめざしたが、実 性」を出し、国会会期中の

月初めにも閣議決定を目指

法制懇報告、「基本的方向

安倍政権は5月15日安保

6月12日 家安全保障基本法案と同じ が『事態』に変わっても国 それではなく事態だった。 公明党の抵抗で『おそれ』 になるだけ。 国民の自由、生命、幸福

×四次自衛龍行使容認反对! 野春在世初 1000人委員会

り回すな。どう解釈しても は安倍首相によって。これ 使はできない。俗耳に入り 今の憲法で集団的自衛権行 憲法の後ろでダンビラを振 は憲法『介錯』クーデター。 追求権が脅かされているの やすいイラストで集団的自

れた。戦後復員したが、戦 戦争反対のたたかいを続け 本返ってきてない。 だのか分からず、髪の毛一 争に人生を奪われた。おじ の親父を戦争にもっていか の1人は戦争でどこで死ん 皆さん、これから一緒に 戦争が始まった翌年、 抵抗していこう」

ラシーの語源は民衆の力。 考えなかっただろう。立憲 壊すということまで行って クラシーの会、上智大教授) さんは『これは憲法泥棒だ。 主義まで戻り、改憲派とも は学者67人が呼びかけ、千 は「立憲デモクラシーの会 一緒にやっている。デモク しまったことを先人たちも して活動している。 憲法を へ以上の学者・市民が賛同 中野晃一さん(立憲デモ 改憲派の憲法学者小林節

で重要なことが行われ、 うことがあってはならな い』と批判していた。 い、必要最小限の空き巣と 小限の空き巣であればい は何かを泥棒が決めるとい やかなものにしたかのよう マスコミ報道は与党協議 穏

スに分かれてデモ。官邸前 現実に即してやっていかな ている。原点・原則に戻り では官邸抗議行動が行われ な印象を与えるのに協力し 集会後、参加者は2コー

軍事的対決を進める政府の 民主主義のうねりを作って 覆されるおそれだ。大きな 姿勢こそ、国民の生命、自 ているのはマッチポンプ。 れしか理解できないから。 中国との間で緊張を高め 幸福追求権が根底から あれはアベちゃんがあ

との交渉に向かう。私は住

反対を訴えた。

的自衛権行使容認閣議決定 前で抗議行動を行い、集団

少し盗むならいいというこ とはない。まして、泥棒が 憲法を盗んだ上で、必要最 ここで問題になったのは

課の窓口は寂しくて、誰も プされることが多い。いず とカウントされる中に、こ 対応が問題だった。 れも生活保護法の運用を詳 還を求められた。不正受給 のような問題がピックアッ 細に把握していない行政の 住之江区役所の生活支援

んきゅうハウスの吉田和雄 費大幅削減反対!三多摩ア 査に参加しようと、立川さ クション」から大阪市の調 5月28~29日、「生活保護

か

お

る

生活保護費大幅削減反対東 京 都 小 金 井 市

!三多摩アクション 1 議 会 議 員 /

門的な発言に、4月に変 者や当事者の熱く的確で専 雨宮処凛さんも参加。参加 之江区へ。 じたじとなっていた。 わったばかりの担当者はた 住之江区役所の交渉には

査が不十分と判明。高校生 が届いていた。生活歴の調 れてなかった孫にまで通知 扶養義務強化。35年間音信 不通の子どもや当時は生ま 知らずにいた親が保護費返 のアルバイト収入について

いない。書類やチラシが何 もらうことになった。医療 か、あとで調べて報告して や介護も低レベルでいいと いう自治体の思いが透けて テーマ。本来、

的である。 貼ってある。そのような を禁ずる」といったプ 掲示のほうがよほど威圧 レートが窓口に何枚も

視カメラは各区役所の面 自衛隊のカレンダーが うすを聞くと、面談室に 貼ってあったそうだ。監 あとで浪速区役所のよ

グループにわかれ、大正区、

70人以上が参加。4つの

た。朝早くからの集会に1

淀川区、住之江区、

生野区

さんと片山が大阪に向かっ

ぜ許されるのか。 側は録音録画することがな 録音は許さないのに、行政 談室の天井付近に設置され ている。面談に訪れた側の

大阪市 ◎無理を強いる イン ガイドラ

かっている。 生野区の24件 阪全体で133件も見つ 自己負担の強要が交渉の で自己負担したものはなに 目己負担させられた例が大 保護行政を考える市民集会 て報告集会「大阪市の生活 して支給される1割部分を たのか」。220人が参加。 生野区では介護扶助等の 区役所交渉で何がわかっ 夕方からエルおおさかに 介護扶助と

見える。

スワーカー (CW) の数が 淀川区の実施体制。 住之江区役所

がある。たった270円が 指導されるが、CWの業務 足りず監査でも指摘され は計算間違いなども指摘さ 対象となる不正受給の問題 阪市)に物が言えない空気 休職してしまう。本庁(大 過剰で過度な負担から病気 動をきちんと行うよう毎年 た。厚労省から訪問調査活

る。 ではないかと言われてい れ、CWの業務過剰も一因 大阪市は助言指導書を出

格を持たない職員が多く 省から指導を受けているに をしてはいけない、と厚労 さがある。社会福祉士の資 営を無意識に続けている怖 も関わらず、違法な行政運 る。保護申請前に就労指導 なっているのも問題 して就労指導を指示してい 入正区では申請時のガイ

ドラインの問題。稼働能力 かあると思われる人に1週

所にて大阪市交渉。 市交渉 父渉。午後から天王寺区役 いなくて、経験を蓄積でき とのこと。生保の知識や専 筧。 不適切と認め指導する とCWに言われた問題も発 はずなのに、徹底的に家族・ **座すると返還金は無くなる** あるのでやめられない。破 か大阪市のガイドラインが 厚労省からも指導を受ける 指導。とても無理である。 さ、1週間に1回の面接を さな問題だ。 る人事体制ではないのが大 根戚・子どもを追及するぞ、 順に3回のハローワーク行 29日は西成区と浪速区の 「資格のある人がほとんど

ではこれまでの区役所交渉



まかり通っている。大阪だ る。どの問題についても法 の生活保護行政の真の適正 あっても大阪市での運用が も足りない状態。厚労省か けではなく近隣にも影響す に基づいてない。違法で らの指摘は30以上あるが改 化を求める要望書」を提出 まらず、むしろ悪化してい そもそも市全体で1500 し、市の指導改善を求めた。 人は必要なCWが500人

る人も多い。自治体の意識 いく出発点となる。 改革をすることが、国の政 現場の職員に生活保護の教 る問題である。 策を自治体から築きあげて 育をする意識で参加してい 改めて問うことでもある。 大阪市の生活保護行政を 活保護における国の責任を 適正化」することで、生 今回の調査団の目的は、

ら地域を変えていく可能性 事例を把握した、緻密な区 民が職員と直接論争しなが 役所交渉の重ね方から、市 法の運用について様々な